

📄 手続き・届出・税

- ◆マイナンバー ◆転入してきたとき ◆転出するとき ◆住民登録 ◆住民票の申請
- ◆住民基本台帳カード ◆マイナンバーカード ◆印鑑登録 ◆戸籍 ◆電子証明書（公的個人認証サービス） ◆その他の届出等 ◆税金 ◆電子申請サービス ◆人口統計資料

◆ マイナンバー

マイナンバーを利用する主な事務

手続きの概要	担当課	電話番号
個人住民税の申告など	税務課	TEL 3908-1113
国民健康保険の資格取得・喪失など	国保年金課	TEL 3908-1131
国民健康保険の各種給付金の支給など		TEL 3908-1132
後期高齢者医療保険の資格取得など		TEL 3908-9069
後期高齢者医療保険の各種給付金の支給など		TEL 3908-9069
妊娠届出・母子手帳の交付、養育医療の申請など	健康推進課	TEL 3908-9016
生活保護の申請、保護の実施など	生活福祉課・北部地域保護担当課	TEL 3908-1144
中国残留邦人等支援の実施など		TEL 3908-9004
老人福祉法に定める福祉給付・措置の実施など	高齢福祉課	TEL 3908-9083
身体障害者手帳交付申請受付	障害福祉課	王子障害相談係 TEL 3908-9081 TEL 3908-1358～9 赤羽障害相談係 TEL 3903-4161
精神障害者福祉保健手帳交付申請受付		
障害者自立支援給付・利用者負担限度額の決定など		
障害児通所給付費の支給・変更など		
自立支援医療（精神通院医療）・小児慢性特定医療費助成の申請など		
要介護（要支援）認定申請など	介護保険課	TEL 3908-1120
住所地特例制度		TEL 3908-1285
介護保険資格取得・喪失など		TEL 3908-1285
介護保険給付・利用者負担額の減額の申請など		TEL 3908-1286
結核医療費助成申請受付	保健予防課	TEL 3919-3101
予防接種（健康被害救済制度）に係る手続きなど		TEL 3919-3104
児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成など	子ども未来課	TEL 3908-9096
保育所入園の決定・保育料の賦課など	保育課	TEL 3908-9129

※ 各手続きを行うにあたっては、あらかじめ担当課にご確認ください。

マイナンバーを利用する際の注意事項

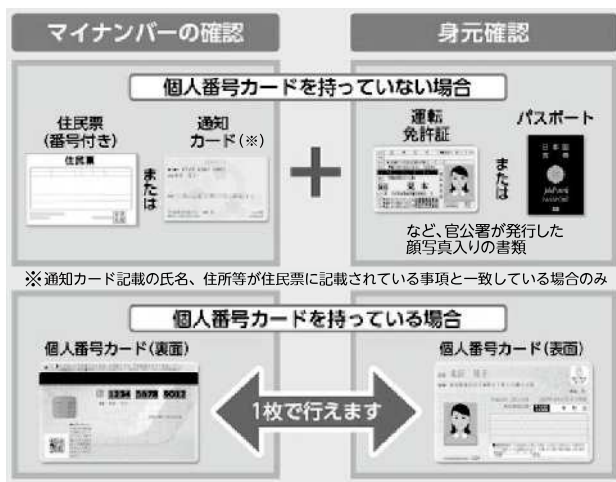
■ 本人確認について

申請書などにマイナンバーを記入する際には、本人確認として「マイナンバーの確認」と手続きを行う方の「身元確認」が義務付けられています。

マイナンバーの確認にはマイナンバーカード、マイナンバーが記載してある住民票もしくは住民票記載事項証明書または通知カード（※）の提示が必要です。

身元確認はマイナンバーを確認した書類によって異なりますが、マイナンバーカード以外のものでマイナンバーの確認をした場合は、運転免許証やパスポートなど、官公署が発行した顔写真入りの証明書の提示などが必要です。

本人確認に関する資料に関する詳細や、代理人による手続きなどは、手続きを行う担当課にお問い合わせください。



◆ 転入してきたとき

外国人の方は在留カード・特別永住者証明書（切替前の方は外国人登録証明書）、一時庇護許可書または仮滞在許可書が必要です。入国後初めて住所を登録するときはパスポートもお持ちください。

※手続きの詳細は、担当課へお問い合わせください。

北区外の区市町村から転入してきたときの主な手続き

住民登録 ▶ P32	転出証明書または特例転出届出後のマイナンバーカード（暗証番号も必要です）または特例転出届出後の住民基本台帳カード（世帯全員分）をお持ちのうえ、引越後 14 日以内に手続きをしてください。国外からの転入は、全員のパスポートが必要です。また、日本人の方は戸籍謄抄本及び戸籍の附票もお持ちください。	各区民事務所	
印鑑登録 ▶ P36	必要な方は、新たに登録手続きをしてください。	各区民事務所	
国民健康保険 ▶ P53	新たに加入の手続きをしてください。※高齢受給者証に該当する方には、後日、高齢受給者証を送付します。	国保年金課国保資格係 TEL 3908-1131 各区民事務所	
障害受給者証 ▶ P84	都内から	障害者手帳、健康保険証と交付状況連絡票をお持ちのうえ、手続きをしてください。	障害福祉課王子障害相談係 TEL 3908-9081
	都外から	障害者手帳、健康保険証と所得証明書をお持ちのうえ、手続きをしてください。	FAX 3908-5344 障害福祉課赤羽障害相談係 TEL 3903-4161
各種障害者手帳 ▶ P83	手帳をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。	TEL 3903-4161 FAX 3903-0991	
難病・小児慢性特定疾病 自立支援等医療費助成受給者証 ▶ P84	転入前自治体発行の各受給者証をお持ちください。また必要書類については事前にお問い合わせください。	障害福祉課王子障害相談係 TEL 3908-1359 障害福祉課赤羽障害相談係 TEL 3903-4161	
後期高齢者医療制度 ▶ P55	都外から転入する方は、負担区分等証明書を区民事務所に提出してください。（後日、後期高齢者医療被保険者証を送付します）	国保年金課高齢医療係 TEL 3908-9069	
介護保険 ▶ P57	要介護・要支援認定をすでに受けている方は、前住所地が発行した「受給資格証明書」をお持ちのうえ、引越後 14 日以内に介護保険課で認定申請の手続きをしてください。認定を受けていない方は、手続き不要です。	介護保険課認定調査係 TEL 3908-1120	
児童手当・児童育成手当 ▶ P93	手当・医療の申請手続きをしてください。なお、申請日によって、資格の得られる日が異なる場合（遡及措置）があります。必要書類については事前にお問い合わせください。	子ども未来課子育て給付係 TEL 3908-9096	
児童扶養手当 ▶ P93			
特別児童扶養手当 ▶ P93			
乳幼児医療証 ▶ P94			
子ども医療証 ▶ P94			
ひとり親家庭等医療証 ▶ P90			
母子健康手帳 (母と子の保健バッグ) ▶ P92	管轄の健康推進課各健康支援センターへご連絡ください。	健康推進課王子健康支援センター TEL 3919-7588 健康推進課赤羽健康支援センター TEL 3903-6481 健康推進課滝野川健康支援センター TEL 3915-0184	
子どもの予防接種 ▶ P93			
乳幼児健康診査 ▶ P94			
飼い犬の登録 注射済票の交付 ▶ P65	北区保健所生活衛生課へご連絡ください。	北区保健所生活衛生課 TEL 3919-0431	
保育園 ▶ P95・123	保育園入園相談係へご相談ください。	保育園入園相談係 TEL 3908-9129	
小・中学校（区立） ▶ P101・123	転入時に交付される就学通知書と、前籍校で発行した在学証明書・教科書給与証明書をお持ちのうえ、指定された学校で手続きをしてください。	学校支援課学事係 TEL 3908-1541	
原動機付自転車・ 小型特殊自動車 ▶ P41	他区市町村発行の廃車証明書・印鑑・本人確認書類（P32）をお持ちのうえ、登録の手続きをしてください。	税務課税務係 TEL 3908-1114	


北区内で転居したとき

引越後 14 日以内に最寄りの区民事務所へ届けてください。届出の際にはマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（交付を受けている方は世帯全員分）をご持参ください。また、外国人の方は在留カード・特別永住者証明書（切替前の方は外国人登録証明書）、一時庇護許可書または仮滞在許可書が必要です。

◆ 転出するとき

※手続きの詳細は、担当課へお問い合わせください。

北区外の区市町村へ転出するときの主な手続き

住民登録	▶ P32	あらかじめ転出証明書をお取りいただくか、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードによる特例転出届出を行ってください。	各区民事務所
印鑑登録	▶ P36	転出（予定）日をもって登録が抹消となります（外国人の方も同様です）。	
国民健康保険	▶ P53	被保険者証を必ずお返しください。世帯主が転出の場合は、家族全員の被保険者証をお持ちください。※高齢受給者証をお持ちの方は、高齢受給者証もお返しください。	国保年金課国保資格係 TEL 3908-1131 各区民事務所
 受給者証 ▶ P84	都内へ	受給者証をお持ちのうえ、交付状況連絡票をお取りください。	障害福祉課王子障害相談係 TEL 3908-9081 FAX 3908-5344 障害福祉課赤羽障害相談係 TEL 3903-4161 FAX 3903-0991
	都外へ	受給者証を必ずお返しください。	
後期高齢者医療制度	▶ P55	都外へ転出する方は、後期高齢者医療被保険者証をお持ちのうえ、負担区分等証明書を区民事務所でご請求ください。	国保年金課高齢医療係 TEL 3908-9069
介護保険	▶ P57	要介護・要支援認定を受けている方は、「受給資格証明書」をお取りください。新住所地に住み始めてから14日以内に、転出先の区市町村の介護保険課で、認定申請を行ってください。	介護保険課認定調査係 TEL 3908-1120
		被保険者証、負担割合証をお返しください。 区外の特別養護老人ホーム等、施設に入所するために転出される方は、お問い合わせください。	介護保険課介護保険料係 TEL 3908-1285
児童手当・児童育成手当	▶ P93	手当・医療の転出の手続きをしてください。必要書類については事前にお問い合わせください。	子ども未来課子育て給付係 TEL 3908-9096
児童扶養手当	▶ P93		
特別児童扶養手当	▶ P93		
乳幼児医療証	▶ P94		
子ども医療証	▶ P94		
ひとり親家庭等医療証	▶ P90		
保育園	▶ P95・123	保育園入園相談係へご連絡ください。	保育園入園相談係 TEL 3908-9129
小・中学校（区立）	▶ P101・123	学校から在学証明書・教科書給与証明書をお取りください。	学校支援課学事係 TEL 3908-1541
原動機付自転車・小型特殊自動車	▶ P41	標識交付証明書・ナンバープレート・印鑑・本人確認書類（P32）をお持ちのうえ、廃車手続きをしてください。	税務課税務係 TEL 3908-1114



その他の手続き

※電力自由化等により、下記の事業者以外と契約されている場合がございますので、契約相手先をご確認のうえ、お問い合わせください。

- 電話の移転は…… ご契約の各通信事業者へお問い合わせください。
- 電気は……… 東京電力東京カスタマーセンター第二 フリーダイヤル 0120-995-005
- ガスは……… 東京ガスお客さまセンター（NTTナビダイヤル）
TEL 0570-002230 IP電話・海外から TEL 6735-8787
- 水道は……… 東京都水道局お客さまセンター（23区）TEL 5326-1100(代)
- 郵便は……… 引越の1週間くらい前に、最寄りの郵便局の窓口で転居届の手続きを行ってください
[本人確認のできる資料（運転免許証など）をお持ちください]。1年間、新住所へ郵便物が転送されます。
- 運転免許証は……… 下記警察署または新住所地の警察署にお問い合わせください。
王子警察署 TEL 3911-0110(代) 赤羽警察署 TEL 3903-0110(代)
滝野川警察署 TEL 3940-0110(代)

◆ 住民登録

王子区民事務所	TEL 3908-8745	FAX 3908-9233
赤羽区民事務所	TEL 5948-9541	FAX 3905-2008
滝野川区民事務所	TEL 3910-0141	FAX 3949-5093

住民基本台帳（住民票）とは

住民基本台帳には居住関係、選挙人名簿の登録、国民健康保険、国民年金などの記録がなされ、就学、就職、不動産登記、自動車運転免許取得など、皆さんの日常生活に広く利用されるものです。平成24年7月9日からは、外国人住民の方も日本人と同じく住民基本台帳に記載し、住民票の写しが交付できるようになりました。

本人確認について

■ 個人情報保護のために

なりすましによる証明書の不正請求や虚偽の届出を防止するため、個人情報保護の観点から、窓口等で厳格な本人確認を行っています。

■ 確認させていただく請求・届出

主に次の請求・届出についてご協力をお願いします。

- 転入・転出届などの住民票の異動届出
- 住民票の写し等の交付
- 電子証明書の発行
- 印鑑登録・廃止など
- 母子健康手帳等の交付
- 仮ナンバーの貸与 など

■ 確認させていただく書類等

【1点確認書類（主なもの）】

- ・ 官公署発行で写真が貼付されているもの（マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、在留カードまたは特別永住者証明書など）
- ・ 官公署発行で写真が貼付されていないもの（住民基本台帳カード、各種健康保険被保険者証、介護保険証、年金手帳など）
- ・ 官公署以外の発行で写真が貼付されているもの（社員証、学生証など）
- ・ 官公署以外の発行で写真が貼付されていないもの（各種健康保険組合・各種国保組合等の被保険者証など）

【2点確認書類】

- ・ 前記以外のものでいずれか2点による確認（預貯金通帳、母子手帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、シルバーパス、公共料金の領収書、宛名入りの郵便物など）
- ※ 有効期限の切れたものは、本人確認書類とはなりません。

- ※ お持ちいただく本人確認書類は、最新の情報（氏名・住所等）が記載されたものをお願いします。
- ※ 前記のいずれもお持ちでない場合は、各種の質問により確認させていただきます。

住所変更等の届出

王子区民事務所、赤羽区民事務所、滝野川区民事務所へお届けください。

届出の種類 ※1	届出期間	届出人	届出に必要なもの			
			転出証明書	国保保険証 ※2	印鑑登録証 ※2	（持っている方） マイナンバーカード または住民基本台帳カード ※2 ※5
転入届 （他の区市町村から引越してきたとき）	引越した日から14日以内	本人または世帯主	● ※3			●
転入届（海外から引越してきたとき）			● ※4			
転出届（区外に引越すとき）	引越す前			●	●	●
転居届（区内で住所を変更したとき）	引越した日から14日以内			●		●
世帯変更届（世帯主が変わったとき、世帯を分けたり、一緒にしたとき）	変更のあった日から14日以内			●		
国外へ移住するとき				●	●	●
国外へ出国するとき（1年以上の海外出張、海外旅行をするとき）	出国するまで		●	●	●	

※1 「外国人の方の住所変更等の届出」

在留カード、特別永住者証明書（切替前の方は外国人登録証明書）、一時庇護許可書または仮滞在許可書が必要です。

申請者は本人または同一世帯の方です。本人以外の同一世帯の方が申請する場合は家族全員の在留カード、特別永住者証明書（切替前の方は外国人登録証明書）、一時庇護許可書または仮滞在許可書をお持ちください。同一世帯以外の方が申請する場合はあわせて委任状が必要です。

- ※2 国民健康保険証は加入している方、印鑑登録証は登録している方、マイナンバーカード・住民基本台帳カードは交付を受けている方のみです。
- ※3 マイナンバーカード（暗証番号も必要です）または住民基本台帳カードによる特例転入の方は、カードをお持ちください。
- ※4 海外から転入するときは、パスポート並びに日本人の方は戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書及び戸籍の附票、外国人の方は※1の書類が必要です。
- ※5 マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方は世帯全員分をお持ちください。

届出時の注意事項

- 届出人の本人確認書類 (P32) が必要です。
- 届出が代理人の場合は、委任状、代理人の印鑑、代理人の本人確認書類が必要です。

特別永住者の方の住所・世帯変更以外の 変更等の届出

王子区民事務所 (特別永住者証明書交付申請受付窓口)
TEL 3908-8746

(1) 氏名・生年月日・国籍が変わったとき

申請者	本人または同一世帯の親族等
必要なもの	・特別永住者証明書 (切替前の方は外国人登録証明書) ・変更したことが証明できる書類 ・パスポート (所持する場合のみ) ・写真1枚 (縦4cm × 横3cm、3カ月以内に撮影されたもの。16歳未満の方は不要)

(2) 特別永住者証明書の更新・再交付

申請者	本人または同一世帯の親族等
必要なもの	・特別永住者証明書 (切替前の方は外国人登録証明書) ・パスポート (所持する場合のみ) ・写真1枚 (縦4cm × 横3cm、3カ月以内に撮影されたもの。16歳未満の方は不要)

- ※ 代理申請の場合はお問い合わせください。
- ※ 紛失等で特別永住者証明書がない方は運転免許証等本人確認できるものをお持ちください。紛失・盗難・滅失・汚損等以外の理由による再交付は手数料がかかります。
- * 各手続きには届出・申請期間があります。詳しくはお問い合わせください。
- * 中長期在留者の方の住所・世帯変更以外の変更届出等申請は東京出入国在留管理局 (東京都港区港南 5-5-30 TEL 0570-034259) です。

郵便による転出証明書の請求方法

- 転出の届出は、一般的には概ね2週間前頃を目安にあらかじめ窓口で手続きしていただくものです。
- 郵送による転出の届出は、原則引越ししてしまった後で窓口に来所できない方が請求できます。
- 転出証明書が手元に届いた後、新しい住所の市区町村で引越した日から14日以内に手続きを行ってください。また、転出される方の中にマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方がいる場合は、特例として転出証明書が交付されない場合があります。その際は北区で転出手続き後、転入地にカードを持参してください (暗証番号の入力が必要になります)。
- ご本人または世帯主のみが請求できます。代理人による請求はお取り扱いできません。

- 手数料は無料です。

請求書の書き方など

【請求先 (封筒の宛名)】

〒114-8508 (住所不要)
戸籍住民課王子区民事務所

【同封する請求書】

便せんなどに作成してください。

転出証明書請求書

請求年月日 ○○年○○月○○日
請求者 住所 (新しい住所)
氏名 北 太郎
生年月日 ○○年○○月○○日生
電話番号 (昼間連絡がとれる連絡先)

- ①異動 (引越した) 年月日
- ②新しい住所 (上記請求者の住所と同じ)
- ③新しい住所の世帯主名
- ④旧住所 (北区での住所)
- ⑤旧住所の世帯主名 (北区での世帯主名)
- ⑥異動した方、全員のカナ氏名
- ⑦異動した方全員の生年月日と続柄

【同封する本人確認書類】

請求者の本人確認書類 (P32) の写しを同封してください。

【同封する返信用封筒】

宛先に、請求書の新しい住所とお名前を書いて、返信用切手を貼ってください。なお、お急ぎの方は速達分の切手を加えて請求してください。

旧氏 (旧姓) の併記

過去に称した戸籍上の氏を、住民票やマイナンバーカードに記載することができます。記載する氏の戸籍謄本等及び本人確認書類、マイナンバーカード (お持ちの方) が必要となります。詳しくは各区民事務所にお問い合わせください。

◆ 住民票の申請

窓口での請求

住民票・記載事項証明書等の申請

【申請場所】

各区民事務所

【申請に必要なもの】

- ・本人、同一世帯構成員…請求者の本人確認書類
- ・任意代理人…代理人の本人確認書類、委任状（世帯構成が異なる場合は、親族の方でも委任状が必要になります）
- ・第三者…申請者の本人確認書類、疎明資料

【手数料】

1通300円、第三者による請求は1通500円

※ 年金裁定請求等の場合には手数料が免除になります。

■ 委任状の書き方など

便せんなどに必ず本人が自署してください。3カ月以内に作成されたものに限りま。

委 任 状		
代理人	住 所	北区赤羽OT目〇番〇号
	氏 名	赤 羽 太 郎
委任内容	王子次郎の住民票・記載事項証明〇通申請受領の件	
	① 世帯全員分・本人分	
	② 世帯主・続柄の記載 要 ・ 不要	
	③ 本籍・筆頭者の記載 要 ・ 不要（日本国籍の方）	
	④ 国籍・地域の記載 要 ・ 不要（外国籍の方）	
	⑤ 在留資格等の記載 要 ・ 不要（外国籍の方）	
	⑥ 個人番号の記載 要（下記注参照） ・ 不要	
使用目的	〇〇〇〇〇〇申請のため	
私は、上記の者を代理人として、所定の権限を委任します。		
〇〇年〇〇月〇〇日		
委任者	住 所	北区王子OT目〇番〇号
	氏 名	王 子 次 郎（署名または記名・押印）
	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
	電 話	〇〇〇〇-〇〇〇〇
	（日中連絡がとれる電話番号）	

注：個人番号記載の住民票が必要な場合については、委任内容に「個人番号の記載 必要」とご記入ください。ただし代理人には交付せず、委任者の住民登録地に郵送となります。

委任状が必要な項目について

- 印鑑登録については…………… P36～37参照
- 戸籍については…………… P37～38参照
- 税金については…………… P40～42参照

住民基本台帳の閲覧

住民基本台帳の一部（住所、氏名、生年月日、性別）の写しを閲覧台帳として閲覧に供しています。閲覧で

きるのは報道機関の世論調査や学術調査等、公益性が高い場合のみです。営利目的の閲覧はできません。閲覧の請求に関しては、本人確認書類（P32）の他、閲覧の目的が明らかになる具体的な資料等が必要になります。

【申請場所】 各区民事務所

【手数料】 1回100円

台帳による閲覧30分1,000円、転記1件につき100円

※ 各区民事務所とも全体の閲覧ができます。

郵便による住民票の請求方法

【請求できる方】

本人または同一世帯として住民票に記載されている方

【申請内容】

住所、氏名、生年月日、使用目的、提出先、通数、昼間の連絡先の電話番号、記載の要・不要（世帯主及び続柄、本籍及び筆頭者、国籍地域、在留資格等、個人番号）

【手数料】

1通300円分の定額小為替（ゆうちょ銀行・各郵便局で購入）を同封してください。

【その他】

郵送料切手を貼付した、宛先明記の返信用封筒を同封してください。請求した方の本人確認書類（P32）のコピーが必要になります。また、第三者が請求される場合は1通500円、疎明資料（契約書、申込書の写し等）、疎明資料と申請する住所が異なる場合は戸籍の附票等つながりが確認できるものも必要です。

【申請場所及び問い合わせ先】

〒114-8508（住所不要）

戸籍住民課（住民票郵送請求担当）

詳しくはお問い合わせください。

広域交付住民票の請求

住民登録をしていない自治体で住民票の交付を受けることができます。詳しくは交付を受けたい区市町村の窓口へお問い合わせください。

【請求できる方】 本人または同一世帯の方

【請求場所】 各区市町村の広域交付窓口

【請求に必要なもの】

・本人確認書類（例：マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードとその暗証番号・パスポート・運転免許証等・在留カードまたは特別永住者証明書）

※本人確認書類は、記載事項が最新の状態のものに限ります。

・印鑑

【取扱時間】

区市町村ごとに違います（北区では午前9時～午後5時）

【手数料】 区市町村ごとに違います（北区では1通300円）

コンビニ等での住民票の写しの取得

全国の主要コンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）で利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを利用して住民票を取得できます（コンビニ交付についてはP36を参照）。

◆ 住民基本台帳カード

王子区民事務所	TEL 3908-8745	FAX 3908-9233
赤羽区民事務所	TEL 5948-9541	FAX 3905-2008
滝野川区民事務所	TEL 3910-0141	FAX 3949-5093

住民基本台帳カードについて

マイナンバーカードの交付が始まったことにより、住民基本台帳カードの交付及び同カードへの公的個人認証サービス（電子証明書）の発行・更新は終了しております。

公的な本人確認書類や公的個人認証サービス（電子証明書）をご希望の方は、マイナンバーカードを申請してください。

現在お持ちの住民基本台帳カードは、カードの有効期限内は使用できます。

なお、以下の手続きは引き続き行っております。

- 転入届の特例により転入したとき
- 暗証番号を変更するとき
- 転出届の特例により転出したとき
- 転居したとき（北区内で引越しをしたとき）
- 氏名の変更があったとき

◆ マイナンバーカード

戸籍住民課個人番号カード交付係	TEL 3908-1329
-----------------	---------------

マイナンバーカードとは

プラスチック製のICチップ付きのカードで、表面には住所・氏名・生年月日・性別・顔写真が、裏面にはマイナンバーが表示されます。希望される区民の方へ初回無料で交付しており、公的な本人確認書類及びマイナンバーを証明する書類として利用できます。

また、コンビニ交付の本人確認やマイナポータルのログインで使用する「利用者証明用電子証明書」と子育てワンストップの電子申請や、e-Taxから確定申告を行うことができる「署名用電子証明書」を格納することもできます。なお、マイナンバーカードをお持ちの方で、券面事項が変更になった方は手続きが必要になります。

カード申請について

【申請できる方】

本人または法定代理人

※ カードの受け取りは、申請者本人が窓口に来庁する必要があります。

【申請に必要なもの】

申請にはカード交付申請書が必要です。申請書は、個人番号通知書と一緒に郵送されたものを使用してください。

※ 通知カードに同封されていた交付申請書も使用できます。

※ 申請書をお持ちでない場合は、お近くの区民事務所で申請書を再度取得してください。

【申請方法】

・ 郵送による申請

申請書に顔写真をしっかり貼付けし、必要事項を記入したうえで封筒に入れ、下記送付先までお送りください。

〒219-8732

日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号
地方公共団体情報システム機構

個人番号カード交付申請書受付センター 行

・ インターネットによる申請

下記ホームページより、カード交付申請ができます。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

※ 申請書に記載されている申請書IDが必要になります。

マイナンバーカードの再交付について

【申請できる方】

本人または法定代理人

【申請に必要なもの】

● 本人確認書類

● マイナンバーカード。マイナンバーカードを紛失している場合には、遺失届などの疎明資料

● 本人の顔写真（縦4.5cm 横3.5cm 無帽、無背景）

● 手数料（電子証明書を発行する場合には1,000円、発行しない場合には800円）

● 法定代理人の場合には、上記に加え、代理人の本人確認書類、代理権の確認ができる書類が必要となります。

※ 本人確認書類により、交付方法が異なります。詳細については各区民事務所までお問い合わせください。

【申請場所・時間】

各区民事務所 平日 午前8時30分～午後5時

王子区民事務所	TEL 3908-8745
赤羽区民事務所	TEL 5948-9541
滝野川区民事務所	TEL 3910-0141

コンビニ交付とは

全国の主要コンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）でマイナンバーカード（個人番号カード）を利用して証明書を取得することができるサービスです。

【利用できる方】

北区に住民登録をされている方で、利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードをお持ちの方

【利用方法】

キオスク端末が設置してあるコンビニエンスストア等にマイナンバーカードを持参し、ご自分でキオスク端末を操作して取得します。

メインメニューから「行政サービス」を選び、画面の案内にしたがって操作を行ってください。

操作の際には、利用者証明用電子証明書の暗証番号の入力が必要です。

【取得できる証明書】

- 住民票の写し（※1）
 - 印鑑登録証明書（※2）
 - 住民税課税（非課税）証明書（直近2年度分）（※3）
- （※1）マイナンバー・住民票コードが記載されたものは取得できません。
- （※2）事前に印鑑登録の手続きが必要です。
印鑑登録証ではコンビニ交付をご利用いただけません。
- （※3）内容や徴収方法に変更のある方は、一定期間発行いただけません。

【手数料】 1通200円

【ご利用可能時間】

午前6時30分から午後11時まで（12月29日から1月3日を除く）

その他システムメンテナンスなどにより利用できない場合もあります。

◆ 印鑑登録

王子区民事務所	TEL 3908-8745	FAX 3908-9233
赤羽区民事務所	TEL 5948-9541	FAX 3905-2008
滝野川区民事務所	TEL 3910-0141	FAX 3949-5093

印鑑登録の手続き

種類	受付窓口	手続きをする人	手数料
登録	区民事務所	・区内に住民登録をしている15歳以上の方（意思能力のない方を除く） ・病気などやむを得ないときは代理人	300円
証明	区民事務所	印鑑登録証をお持ちの方本人、または代理人 ※印鑑登録証の提示が必要となりますので必ずお持ちください。	1通 300円

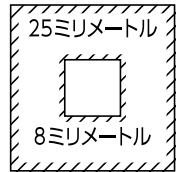
※ 全国の主要コンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）で利用者証明用電子証明書

が格納されたマイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書を取得できません（コンビニ交付については左記を参照）。区民事務所の窓口ではマイナンバーカードによる取得はできません。

登録できない印鑑

次のような印鑑は登録することができません。

- 住民票に登録されている氏名と違うもの（非漢字圏の方のみカタカナ印登録可）
- 職業や資格等をあわせて表しているもの
- ゴム印、その他印材が変形しやすいもの
- 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、または一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
- 印影が不鮮明なもの〔輪郭がないもの、摩滅しているもの、輪郭がおおむね3分の1以上かけているもの、逆彫り（文字が白く浮き出る）してあるもの〕
- 文字を極端に凶案化したものや、くずし字等で判読が難しいもの
- その他、登録する印鑑として不適当なもの
〔例〕指輪の印、ダイヤル式印鑑、印鑑の輪郭内に模様を付したのもの等



登録できる印鑑の具体例

次のような印鑑が登録できる印鑑の代表的な例です。

〔例〕北区 太郎

(氏名の印鑑)

(名のみ印鑑)

(氏名の印鑑)



〔外国人の方の例〕

CARLOS ENRIQUE ALBERTO

(通称 アルベルト カルロス)

(surname)

(initial)

(通称の名印鑑)



本人が申請する場合

■ 一般的な登録方法

※ 印鑑登録には数日かかります。

【照会書（回答書付）の郵送による方法】

申請のあった登録について、回答書付の照会書を郵送し、回答書を持参することと住民登録と同様の本人確認の手続き（P32）を行います。

- (1) 登録する印鑑と本人の本人確認書類（P32）をお持ちのうえ窓口へ申請すると、回答書付照会書が自宅宛に郵送されます。
- (2) 回答書付照会書が届きましたら、回答書に必要な事項を記入し、署名・捺印のうえ（1）で申請し

た窓口へ登録する印鑑、本人確認書類（P32）とともにお持ちください。

■ 例外的な登録方法（即日印鑑登録ができます）

(1) 官公署発行の写真付き身分証明書・免許証・許可証で写真にプレス印による証印や、特殊加工がしてある有効期限内のもの、または在留カードや特別永住者証明書の提示により、本人確認を行います。

(2) 保証人の保証書による方法
都内で印鑑登録をしている方の保証書（印鑑登録申請書の裏面）を提出していただき、登録する本人の本人確認書類（P32）もご提示願います。その際、北区外にお住まいの方が保証人の場合は、印鑑登録証明書（3カ月以内に発行されたもの1通）も添付していただけます。

※ 詳しくは窓口にお問い合わせください。

代理人が申請する場合

※ 印鑑登録には数日かかります。

代理人から申請された登録について、本人に回答書付の照会書を郵送し、本人が申請した場合と同じように、本人確認を行います。

【手続きに必要なもの】

- (1) 委任状（委任状の書き方をご覧ください）
 - (2) 登録する印鑑
 - (3) 代理人の印鑑
 - (4) 代理人の本人確認書類（P32）
 - (5) 委任した本人の本人確認書類（P32）または写し
- ※ 詳しくは窓口へお問い合わせください。

委任状の書き方

P34の記入例を参照し、便せんくらいの大きさの用紙に必ず本人が自筆してください。委任状は3カ月以内に作成されたものに限り、その他、不備などがあると、受付できない場合もあります。詳しくは区民事務所へお問い合わせください。

※ 委任する内容によって、次の項目を記入してください。

- 印鑑登録を申請するとき……「印鑑登録申請のこと」
- 回答書を持ってくるとき……「印鑑登録証受領のこと」
- 印鑑登録を廃止するとき……「印鑑登録廃止のこと」
- 印鑑登録証をなくしたとき
……………「印鑑登録証亡失のこと」
- 印鑑登録証の引き替えのとき
……………「印鑑登録証引き替え交付申請のこと」

次のようなときは届出が必要です

- 登録印鑑をなくしたり、登録をやめるとき
- 印鑑登録証をなくしたり、汚したり、破損したとき

登録の抹消

氏名が変わり印鑑と一致しなくなった場合、成年被後見人になられた場合、北区外に転出した場合、死亡した場合、出国等で住民票が削除された場合は、北区での印鑑登録は抹消されます。

◆ 戸籍

戸籍に関するご相談

戸籍住民課戸籍係

TEL 3908-8710 FAX 3908-8301

個人の氏名、生年月日、親子関係、配偶関係などの身分に関することを登録公証するものが戸籍です。戸籍に関する相談やお分かりにならないことは戸籍係までお問い合わせください。

本人確認について

■ 個人情報保護のために

なりすましによる証明書の不正請求や虚偽の届出を防止するため、個人情報保護の観点から、窓口等で厳格な本人確認を行っています。

■ 確認させていただく請求・届出

- 戸籍等の証明書交付
- 養子縁組、協議離婚、婚姻、協議離婚または認知の届出
- 上記の届出の不受理の申出または取下げ

■ 確認させていただく書類等

請求・届出の種類によって、次の書類等を1点のみあるいは2点以上確認させていただきます。また、確認させていただく書類等の氏名や住所などが請求・届出時の内容と違う場合は、交付等をお取扱いできないことがありますのでご注意ください。

【1点確認書類（主なもの）】

- ・官公署発行で写真が貼付されているもの（マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書など）

【2点確認書類】

- ・官公署発行で写真が貼付されていないもの（住民基本台帳カード、国民健康保険証、政府管掌健康保険証、介護保険証、年金手帳など）
- ・官公署以外の発行で写真が貼付されているもの（社員証、学生証など）

※ 有効期限内であり、氏名と住所または氏名と生年月日のいずれかが確認できるものに限り、

※ 上記のいずれの本人確認書類もお持ちでない場合は、お問い合わせください。

戸籍関係の届出

届出は、執務時間内は戸籍係でのみお取り扱いしています。

出生・婚姻・死亡・転籍等の届出をされる場合、届書1通のほか、添付書類や関連する届出が必要な場合があります。また、休日、執務時間外の届出は第一庁舎夜間窓口ですることができます。詳しくは、お問い合わせください（北区ホームページにも詳細な掲載があります）。

お亡くなりになった時の手続き

死亡届を出された後に火葬許可証と一緒に「死亡届を出された後の諸手続きのご案内」をお渡ししております。ご案内は、北区ホームページにも掲載しております。

戸籍の証明書の請求

戸籍住民課戸籍係 TEL 3908-8710

種別	請求できる方	請求場所	
		本籍が北区内の戸籍等	本籍が北区外の戸籍等
戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）	戸籍に記載されている方、またはその配偶者、直系尊属、直系卑属など	戸籍係 赤羽・滝野川区民事務所	本籍地の区市役所・町村役場
除籍全部・個人事項証明書（除籍等謄本・抄本）		戸籍係	
届書の記載事項証明書	利害関係人（特別の事由がある場合に限り可）	戸籍の届出をした、区市役所・町村役場または本籍地の区市役所・町村役場	
戸籍届出受理証明書	届出人	戸籍の届出をした区市役所・町村役場	
戸籍の附票	戸籍に記載されている方、またはその配偶者、直系尊属、直系卑属など	戸籍係 赤羽・滝野川区民事務所	本籍地の区市役所・町村役場
身分証明書	本人（本人が未成年者の場合は親権者も可）	戸籍係 赤羽・滝野川区民事務所	本籍地の区市役所・町村役場
不在籍証明書	どなたでも可		

- 戸籍の附票は特別の請求がない限り本籍・筆頭者の記載を省略します。
- 各種証明書は郵便で請求することもできます（郵便による請求方法は次記をご覧ください）。
- 一覧表「請求できる方」から依頼された方は「請求できる方」からの委任状を提出してください。

委任状の書き方

- 委任する人の署名または記名・押印は、必ず委任する本人が行ってください。

- 窓口で交付請求書に記入していただきますので、請求する戸籍等の本籍、筆頭者、生年月日、使用目的を窓口に来られる方に正確に伝えておいてください。

【委任状の書き方】

P34の記入例を参照し、便せんなどに作成してください。

※ 委任内容によって次の項目を記入してください。

- ・ 戸籍全部事項証明書（謄本）
 - ・ 戸籍個人事項証明書（抄本）
 - ・ 身分証明書
 - ・ 戸籍の附票
- 本籍・筆頭者の記載 要・不要 } ○通申請受領の件
- などの必要な各証明書の種類と通数を記入してください。

郵便による戸籍全部・個人事項証明書などの請求方法

戸籍住民課戸籍係 TEL 3908-8710

次の4点を封筒に入れて、本籍地の区市役所・町村役場の戸籍係に請求してください。

【請求書】

北区ホームページからダウンロードするか、便せんなどに次のことを書いて送付してください。

- ・ 戸籍証明書郵送請求
- ・ 本籍（番地までご記入ください）
- ・ 筆頭者氏名（ふりがな）
- ・ 戸籍全部事項証明書（謄本）○通、または、だれの個人事項証明書（抄本）○通
- ・ 請求の理由（具体的に記入してください）
- ・ 請求者の住所・氏名・昼間連絡可能な電話番号
- ・ 必要な戸籍との続柄（筆頭者からみて）

【手数料】

手数料は必ず定額小為替で納めてください（郵便切手、収入印紙の代用はできません）。北区の戸籍手数料は、次項目の戸籍の証明書の手数料をご覧ください。なお、本籍が北区以外の方は、本籍地の区市役所・町村役場にお問い合わせください。

【返信用封筒】

郵便切手を貼付した、返信先（住民登録地に限る）明記の返信用封筒を同封してください。なお、お急ぎの場合は、両方の封筒に速達料（切手貼付）を加えてお送りください。

【本人確認書類】

請求の際は、請求する人の本人確認のため、氏名、現住所が記載された本人確認できる書類（P37）のコピーを同封してください。

- ※ 請求する戸籍に、請求する方のお名前が載っていない場合は、あらかじめ戸籍係までお問い合わせください。

戸籍の証明書の手数料

戸籍住民課戸籍係 TEL 3908-8710

- 戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）
..... 450円
- 除籍全部・個人事項証明書（除籍謄本・抄本）
..... 750円
- 改製原戸籍謄本・抄本..... 750円
- 届書の記載事項証明書..... 350円
- 戸籍届出受理証明書..... 350円
- 戸籍の附票..... 300円
- 身分証明書..... 300円
- 不在籍証明書..... 300円

◆ 電子証明書（公的個人認証サービス）

王子区民事務所	TEL 3908-8745	FAX 3908-9233
赤羽区民事務所	TEL 5948-9541	FAX 3905-2008
滝野川区民事務所	TEL 3910-0141	FAX 3949-5093

電子証明書の新規発行、有効期間満了に伴う更新、氏名や住所変更に伴う署名用電子証明書の再発行、暗証番号変更及び再設定の手続きを行っています。詳しくは北区ホームページの「公的個人認証サービス・電子証明書」や「マイナンバーカードまたは電子証明書の更新」をご確認ください。

公的個人認証サービスとは

公的個人認証サービスは、オンラインで行政手続きをする際に「なりすまし」や「改ざん」を防ぎ、各種通信回線を通じて安全・確実な行政手続き等を行うための機能を電子証明書という形で提供しています。

電子証明書とは

電子証明書は利用者証明用電子証明書と署名用電子証明書の2種類があり、希望者のマイナンバーカードに格納されます。マイナンバーカードをお持ちの方は、各区民事務所で発行できます。利用者証明用電子証明書は、主にコンビニエンスストア等で住民票等を取得する際に利用できます。署名用電子証明書は主にe-Taxの手続きで利用できます（コンビニ交付サービスは住民基本台帳カードではご利用いただけません）。

サービスを利用するためには

電子証明書が格納されているマイナンバーカードが必要です（有効期間内のものに限る）。また、同カードに記録された電子証明書等の情報を読み出す「ICカードリーダー」(各自で購入)や「スマートフォン」(対応機種に限る)も必要です。なお、利用できるパソコンの仕様やマイナンバーカー

ドに適合するICカードリーダー等については公的個人認証サービスポータルサイト（<https://www.jpki.go.jp/>）でご確認ください。

※ 住民基本台帳カード向け電子証明書の発行・更新は、終了しています。新規にサービスを利用したい場合は、マイナンバーカードを申請してください。

◆ その他の届出等

住居表示の届出

王子区民事務所	TEL 3908-8746	FAX 3908-9233
赤羽区民事務所	TEL 5948-9541	
滝野川区民事務所	TEL 3910-0141	

■ 住居表示の届出・申請方法

建物その他の工作物新築（新設）届	建物の新築、新設、建替をした場合 ※届出に必要な添付書類 案内図・各階平面図・配置図・敷地求積図
建物その他の工作物名称変更届	共同住宅や事業所など建物名称が変更になった場合
住居番号付定・変更・廃止申請書	増改築による共同住宅の部屋戸数の増減や出入口が変更となった場合など

それぞれの届出用紙は、北区ホームページからダウンロードできます。

[北区ホームページ](#)>[戸籍・証明・住民手続き](#)>[住居表示](#)>[住居表示の届出](#)

※ 窓口で届出るときは、各区民事務所（P27・28）まで
郵送またはFAXの場合は王子区民事務所（P28）宛てをお願いします。

■ 住居表示の実施による変更証明書

北区では昭和30～50年代にかけて、旧番地から現在の住居表示への変更を実施しました。相続等で実施前後の住居表示の変更証明が必要な場合に、実施当時の世帯主名や建物名称で証明書を無料で交付します。

■ 住居表示のプレートの再発行

王子区民事務所 TEL 3908-8746
建物の門や玄関などに貼っている住居表示（住所）の青色のプレートが破損・汚損した場合、ご連絡ください。無料で交付します。

(6cm×6cm)

(6cm×12cm)

王子本町
1丁目

2-11

自動車の臨時運行許可（仮ナンバー）

王子区民事務所	TEL 3908-8745
赤羽区民事務所	TEL 5948-9541
滝野川区民事務所	TEL 3910-0141

車検切れ、未登録などの自動車を車検・登録等のために臨時に運行するときは、臨時運行許可が必要です。同一自動車の継続または複数回の申請は、正当な理由がない場合、原則として許可されません。

【手続に必要なもの】

- ・期限切れの自動車検査証・抹消登録証明書・譲渡証明書・通関証明書等
- ・自動車損害賠償責任保険証明書（コピー不可）
- ・本人確認書類（住民登録と同様のためP32を参照）

【申請場所】区民事務所（P27・28）

【許可期間】1日～5日

【手数料等】

- ・臨時運行許可 1件 750円
- ・標識弁償金 1件 1,800円
※標識を紛失した場合

税金

税の相談

区税に関することは 税務課・収納推進課	TEL 3908-1111（代表）
国税に関することは 王子税務署	TEL 3913-6211（代表）
都税に関することは 北都税事務所	TEL 3908-1171（代表）
税一般に関することは 東京税理士会王子支部	TEL 5390-1213（代表） 受付時間 午後1時～3時

特別区民税・都民税（個人住民税）

税務課課税第1～4係	TEL 3908-1113 FAX 3908-2022
------------	-----------------------------

■ 申告が必要な方

- (1) 1月1日現在、北区に住んでいる方
 - (2) 1月1日現在、北区内に事業所または家屋敷を持っていて、北区内に住んでいない方
- ※ 申告の期限は毎年3月15日です。
 - ※ 年金収入の方で、所得控除の適用を受けるためには申告が必要となる場合があります。
 - ※ 公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方は税務署への確定申告は不要です。なお、区役所申告が必要となる場合があります。

■ 次の方は申告の必要がありません

- (1) 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
- (2) 税務署に所得税の確定申告書を提出した方
- (3) 前年中の所得が給与所得だけで、勤め先で給料から特別区民税・都民税を差し引かれている方（特別徴収）

なお、課税される方で次に該当する方は、税務署に申告すると所得税及び特別区民税・都民税の所得控除が認められる場合があります。

- ・火事・盗難などによって損害を受け、雑損控除を受けようとする方
- ・病気などによって治療費、医薬品代を支払い、医療費控除を受けようとする方
- ・年末調整の際、社会保険料、生命保険料などの控除がもれてしまった方

住民税を納めるのが困難なとき

■ 減免を受けるには

税務課課税第1～4係	TEL 3908-1113 FAX 3908-2022
------------	-----------------------------

生活保護を受けている方や、災害など特別な理由があつて、どうしても納められないときは、理由を証明する書類を添えて納期限の7日前までに申請してください。

■ 納税の猶予は

収納推進課	TEL 3908-1129 FAX 3908-7990
-------	-----------------------------

災害、そのほかやむを得ない理由によって期限内に納められないときは、ご相談ください。

納税の方法

収納推進課収納係	TEL 3908-1124 FAX 3908-7990
----------	-----------------------------

■ 税金を納めるところ

下記にてご納付いただけます。

- 都内の銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合、千葉、埼玉、神奈川県内のほとんどの銀行、全国主要都市の都市銀行
- 都内・山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局
- 北区役所収納推進課窓口、赤羽・滝野川区民事務所
- 指定コンビニエンスストア（納付書裏面に記載）
- キャッシュレス決済（モバイルレジ、PayPay、LINEpay、au PAY、d払い、J-Coin Pay）
※ au PAY、d払い、J-Coin Payは令和4年10月3日から利用開始

■ 便利な口座振替（自動払込）をおすすめします

特別区民税・都民税の普通徴収分は口座振替（自動払込）で納付することができます。

口座振替のお申し込みは、納税通知書に同封の「口座

振替依頼書」に必要事項を記入、押印（通帳届出印）のうえご郵送ください。

収納推進課の窓口では、口座名義人ご本人であればキャッシュカードだけで口座振替登録（ペイジー口座振替受付）の手続きができます。詳しくは収納推進課収納係へお問い合わせください。

■ 北区納付案内センター

民間委託により、電話・訪問での「納付のご案内」を行っています。

税金の証明書が必要なときは

税務課税務係	TEL 3908-1114
区民事務所（P27・28）	

税金の証明書は、原則として本人以外の方は請求できません。証明する年度、証明書の種類、使用目的、必要枚数をあらかじめ確認して、本人確認書類（P32）をお持ちください。なお、本人以外の方が代理で申請する場合は、委任状が必要です〔軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）を除く〕。委任状記載例を参考とした委任状、代理人自身の本人確認書類（P32）をお持ちください。

- ※ 税金の申告がない場合、証明書が発行できないことがあります。
- ※ 納税証明書申請の日の直近14日以内に納付がある場合は領収書をお持ちください。
- ※ 手数料は1通300円です。〔軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）は無料〕
- ※ マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等で課税（非課税）証明書（直近2年度分）が取得できます。詳しくはP36をご覧ください。

【委任状記載例】

P34の記入例を参照し、便せんなどに作成してください。

委任する人の署名または記名・押印は、必ず委任する本人が行ってください。

- ※ 委任内容は次の項目を記入してください。
・令和○年度課税（納税）証明書○通申請受領の件
（特別区民税・都民税は前年の所得に課税されます）
〔例〕令和4年度の課税証明→令和3年中の所得

郵便による証明書の請求方法

税務課税務係	TEL 3908-1114
--------	---------------

【申請できる方】本人のみ

【郵送していただくもの】

- (1) 申請書（申請書記載例を参考にしてください）
- (2) 証明書1通につき300円の定額小為替
各ゆうちょ銀行・郵便局で購入して、無記入のまま同封してください。

- (3) 切手を貼った返信用封筒
（住所・氏名を記入してください）
- (4) 現住所や氏名が確認できる本人確認書類のコピー
（運転免許証やマイナンバーカード、住民票など）
住所の履歴がわかるよう両面をコピーしてください。

【申請書の書き方】

下記の記入例を参照し、便せんなどに作成してください。

申請書	
内容	令和○年度（※1）（課税・非課税・納税）証明書 ○通
目的	○○○○申請に使用するため
現住所	○○県○○市○○×-×-×（※2）
氏名	赤羽 一郎（※3、※4）生年月日 ○○年○○月○○日
連絡先電話番号	××××-××××（日中に連絡のつくもの）
証明年度の初日が属する年の1月1日時点の北区の住所	北区○○×-×-×
上記のとおり申請します。	
○○年○○月○○日	

- ※1 住民税は前年の所得に課税されます。
令和4年度の証明書→令和3年中の所得を証明
- ※2 証明書は本人の現住所以外には送付できません。
- ※3 証明年度の初日が属する年の1月1日の氏名から変更があった場合は、変更前の氏名もあわせて記入してください。
- ※4 北区在住の方や北区から転出後1度も引越していない方は、本人確認書類のコピーは必要ありません。

軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、その年の4月1日現在に軽自動車などを所有している方に納めていただきます。

■ 軽自動車の手続き

登録、廃車などの手続きは、次の場所で行っています。

【原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車】

税務課税務係 TEL 3908-1114

〒114-8508 北区王子本町1-15-22

【軽二輪、二輪小型自動車（125ccを超えるもの）】

練馬自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2032

〒179-0081 練馬区北町2-8-6

【軽三輪、軽四輪車】

軽自動車検査協会東京主管事務所練馬支所

TEL 050-3816-3101

〒175-0081 板橋区新河岸1-12-24

■ 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の申告

税務課税務係	TEL 3908-1114
--------	---------------

【登録】

- (1) 販売店から購入したとき
販売証明書、届出者の本人確認書類（P32）
- (2) 他の人から譲り受けたとき
廃車証明書、譲渡証明書、届出者の本人確認書類

(P32)

(3) 他の市町村から転入し、引き続き使用するとき

廃車証明書、届出者の本人確認書類 (P32)

※ 法人登録の場合は上記以外に① ②が必要です。

①登記簿謄本

②定置場が法人の所在地と異なる場合は、公共料金の請求書等

※ 北区に住民登録がない場合は、広域交付住民票 (3カ月以内発行のもの) 及び定置場を確認する公共料金の請求書等も必要です。

【廃車 (廃棄・北区から転出・譲るとき)】

標識、標識交付証明書、届出者の本人確認書類 (P32)

※ 1 北区から23区内へ転出する場合は、転出先の区でナンバー変更の手続きができます。あらかじめ必要な書類等を転出先の区へお問い合わせください。ただし、廃車証明書が必要な場合は、お手数ですが北区での手続きをお願いします。23区外へ転出する場合は、あらかじめ転出先の市町村へお問い合わせください。

※ 2 本人以外の方が代理で申告する場合は委任状が必要です。

委任状、代理人自身の本人確認書類 (P 32) もお持ちください。

障害のある方の軽自動車税 (種別割) の減免

税務課税務係

TEL 3908-1114

心身に障害のある方で手帳の交付を受けている方、生活保護法により扶助を受けている方、その他その構造が専ら心身に障害のある方の利用に供するためのものである軽自動車等で当区の条例規定に該当する場合は、軽自動車税 (種別割) の減免を申請できます。納税通知書が届いた日から納期限前7日までに当該事由を証明する書類等を提示し減免申請書を提出してください。

◆ 電子申請サービス

情報政策課

TEL 3908-8887

電子申請サービスとは

北区では、東京都及び都内区市町村が共同で運営するシステムの仕組みを利用して、窓口や郵送等で行っていた区への申請、届出、応募、講座の申し込み等一部の手続きについて、インターネットを通じた受付を行っています。

電子申請サービスを利用するためには

利用にあたっては、利用者による利用者IDの登録や、電子証明書の認証が必要になる場合があります。また、スマートフォン、パソコン等の環境や申請・届出ができる手続きについては、東京電子自治体共同運営サービスホームページをご覧ください。

【東京電子自治体共同運営電子申請・届出サービスホームページ】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/>

◆ 人口統計資料

王子区民事務所

TEL 3908-8745

北区の人口統計に関する資料をホームページで公開しています。

【北区ホームページ> MENUまたは総合案内> 区政情報> 統計・調査> 人口統計表 (平成17年4月1日現在~直近月分)】

● 概要

● 区民事務所別

● 年齢別 (男女別内訳)

● 町丁目別 (年齢別内訳・男女別内訳) など

町丁目別の年齢別内訳について、平成21年1月1日現在分までは5歳階級別となっています。直近3年分のものに関しては区政資料室 (第一庁舎1階) で閲覧、コピーサービス (有料) を行っています。そのほかご不明な点はお問い合わせください。